



ギャンブリング障がい ～新しい視点からのアプローチ～ 西村直之氏（RSN代表理事）

私は15年ほど前になりますが、パチスロのめり込みの回復支援という活動に関わりました。さらには13年位（2006年から）になりますが、日本で最初となる、パチスロのめり込みに悩む方の電話相談機関（認定NPO法人リカバリーサポート・ネットワーク／略称RSN）を立ち上げ、これまで約3万6000人位の相談を受けるまでになりました。その電話相談の事業を支えているのは、パチスロ業界の方々です。

さらに、全日本社会貢献団体機構（2019年11月1日より一般社団法人パチスロ・パチスロ社会貢献機構に変わった）という組織を通じて、のめり込み問題を抱える方々を支援する活動（「パチスロ・パチスロ依存問題への支援活動」）に助成を行う事になりました。

私は、医師になつたのは、平成2（1990）年です。パチスロのめり込みの問題に関わるようになつて、これまで学んだアルコール・薬物依存など依存問題とは全く違う世界でした。そこでは、自分の思い込みを捨て、海外のギャンブルに依存する研究を学び、研究する事からはじめました。

さて、「ギャンブル等依存症対策基盤」として、実は、「依存症」という意義として、実は、「依存症」という

本法」という法律が平成30年7月13日に公布され、同年10月5日に施行しました。この法案審議は、実はI Rの法案審議とセットになつていました。ギャンブル等依存症対策基本法についても、衆参両院で審議され、私はその参考人として呼ばれました。まさか、赤じゆうたんを歩いたまま、国会でコメントする事になるとは思いもしませんでした。

この時、私が主張したかったのは、「ギャンブル等依存症」という法律名は、医学用語ではないので問題である事。のめり込みの問題で悩んでいる人に烙印を押す事になり、まずいのではないかという事。「ギャンブル等」という名は、公営競技ならびにパチスロを指す事から、ともにギャンブルではないという法的な解釈のではありません。また、病気の名前のように、実は病名ではないため、「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）のめり込み問題をかかえているという事は、悪い人、堕落した人、犯罪を犯しているというイメージやニュアンスを持たれかねません。

一方で、宗教の視点からギャンブルを見ると、主要な宗教は全てギャンブルを禁じていいようです。総じて、ギャンブルは悪い事と受け止められ、ギャンブル等でのめり込む問題をかかえている事は、悪い人、堕落した人、犯罪を犯してしまった人、金を賭けた人の問題になつてきます。

例えば目の前を歩いている人が、次の分かれ道で右か左かを当て合ふ行為。その当たり合ふ中で、食事を賭けあう、あるいは全財産を賭けるなどあると、どちらかと問題になつてく

言葉が初めて法律になつたのです。アルコール依存症対策について、法律では「アルコール健康障害対策基本法」となつておりますが、依存症とはなつてない。日本で初めて、依存症に関する法律がスタートした事になります。

さて、「ギャンブル等」の「ギャンブル」とは何でしようか。日常用語過ぎて、意味が広すぎて、明確な規定は難しい言葉になつています。單純に「ギャンブル」を日本語では「賭博」と訳す事ができます。日本では法律で禁止されている行為になり違法行為になります。

一方で、宗教の視点からギャンブルを見ると、主要な宗教は全てギャンブルを禁じていいようです。総じて、ギャンブルは悪い事と受け止められ、ギャンブル等でのめり込む問題をかかえている事は、悪い人、堕落した人、犯罪を犯してしまった人、金を賭けた人の問題になつてきます。

そうした事から、「ギャンブル等依存症対策基本法」のできる過程においては、「ギャンブル等」を広く包含していくはずでした。例えば、ゴルフ、ビリヤード、ダーツ等で金を賭ければ違法。賭け麻雀、賭け将棋も違法。宝くじ（サッカーやくじ含む）やナンバーズ、ロトは合法。パチスロ・

スロットマシン等のゲーム機（電子マシン含む）、競馬、競輪、競艇、オートレースは合法。証券、債権、先物取引市場への投資なども含まれるところでしょう。

ところが、「法律の定めるところに係る遊技その他の射幸行為」といっては、より行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為」といふ具合で、宝くじ関係は明記されま



せんでした。

ギャンブリングの場合、施設型とオンライン型に分けられます。パチンコは施設型、自宅を出て遊技機を遊べない。依存問題と一緒に法律が付いているが、カジノではスロットマシンが置いてあり、これも出かけなければ遊べない。

一方で、オンライン型というのは、インターネット等を利用して賭ける行為であり、今後広がるであろうスポーツ・ベティング(スポーツ賭け)など、議論はされているけれども、誰も責任をとりたくないのかどうかわからないが曖昧なままになつているのが現状です。

現在、「ギャンブル依存症」という医学的な病名は存在しておらず、使つていい。精神障がいの診断統計分類である「DSM-5」では「Gambling Disorder」(ギャンブリング障がい)としています。アルコールであればアルコール使用障がい、薬物も薬物使用障がいとなつて、軽いのか、中度、重度なのかを調べて、それぞれケアしていくましょとうスタンスです。それは肥満の対策にも似ています。生活習慣で改善するよう指導を受けて運動や食事で対応、あるいは一度入院してというもの。

その中で、ギャンブリングが真の原因かどうかは別として、「問題あるギャンブリング」(Problem Gambling)というものがあります。「本人、家族、周囲の人、または社会に対する影響を及ぼすギャンブリング行動や行動習慣」の存在です。例えば、日本でパチンコをする人

について見ていくと、パチンコしない人は約1億1000万人。パチンコする人1000万人として、その90%以上は何も問題は起きていない。

次に「リスクの高いギャンブラー」遊び目的ではなく稼ぐというように目的を持っているという存在、そして問題ギャンブラー、ギャンブリング障がいの軽度、中度が約5~10%、重度(1~3%)と想定されます。

さて、依存する事は悪い事なのでしょうか。何にも興味関心がない、ワクワク浮き浮きしない、熱中する事も無いという状態は、あまり好ましい人生ではありません。しかし、依存するにしても程度次第でしょう。それでは、適度な依存のめり込みについて、考えてみましょう。

・余裕のある時間やお金の範囲で遊んでいる(余暇)。

・その習慣のための借金や使い込みはない(金銭バランス)。

・その習慣による「苦痛」がない(娯楽)。

・その習慣は、周囲の人々に「苦痛」「不安」を与えていない。

・問題が生じた時に、自分で気付き、修正する事ができる。

・問題が生じた時に、人に指摘され、すぐに修正できる。

・問題を隠すために嘘をつく事はない。

一方の「問題ある依存のめり込み」について。

・ギャンブリングのために借りする。

・使うべきではないお金を、ギャンブリングに使う。

・「苦痛」になっているのに、離れられない。

・家族や周囲の人々に「苦痛」「不安」を与えている。

・問題を隠すために嘘や隠し事が増える。

・問題が生じていても、上手く修正できない。

・自分の遊び方が自分で思うようにコントロールできない。

・ギャンブリングの負けを、ギャンブリングで取り戻そうと深みにはまっている。

・適度か、そうではないかの目安として、調べると「自分で使っていい金額の範囲」を認識しているかどうか。その金額の範囲は、その人それ違います。5万円使って遊べる範囲3000円の人もいる訳です。身の丈で使える範囲がわかつていればよいのです。

もう一つ「時間」です。時間に余裕がある、あるいは今日は一日遊びたいと思えば、朝から晩まで遊んで何も問題は起きないでしょう。長く楽しく遊べるだけです。2018年にパチンコの出玉の上限をこれまでの3分の2に制限したのですが、ナンセンスな規制です。

この「問題ある依存」なのですが、これはギャンブリングからなのか、その人の職場でのストレス、家庭での問題、あるいは居場所がないなどの悩みからなのかは、人それぞれがあるので、一人ひとり違うようなのです。

依存問題の背景の一視点として、最大化と害の最小化の最適化が目標となる。

④費用対効果分析と責任・権限分担の明確化。

⑤商業ギャンブリングの対策は、アルコールや薬物問題の対策と異なる対策概念とシステムが必要である。

⑥商業ギャンブリングの対策においては、産業のもつ正の社会的効力

最大化と害の最小化の最適化が目標となる。

依存問題の背景の一視点として、「情報とのつながりの弱さ」、「人とのつながりの弱さ」という弱い方々に表れているのではないかと思うのです。同じ依存の問題になつた時に、陥りやすいかどうかの差になつてくれると思われます。そうした方というものは、福祉的な支援の必要性が高い人なのです。それは、孤独、孤立、貧困、偏見、心理的不調、身体的の不

当の原因が何かわからないまま、本人抜きにして進めてよいのかという問題があります。

それほど、「問題ギャンブリング」はまだわからない事が多いのです。

・依存問題の中では、後発領域。

・アルコール、薬物のように「物質」に依存するわけではない行動の依存。

・お金の動きと行動が連動している。

・ギャンブリングへの依存のみ現れる「特徴的な症状」が乏しい。

・有効性が確立した治療法がない。

■対策の試行錯誤から世界の対策者が学んだ事

①対策は、科学的なデータに基づいて実施・検証・修整されなければ、効果がない。

②根拠のない規制、非論理的な統制は、問題を悪化させる。

③対策は、明確な戦略をもたなければ効果がない。

④費用対効果分析と責任・権限分担の明確化。

⑤商業ギャンブリングの対策は、アルコールや薬物問題の対策と異なる対策概念とシステムが必要である。

⑥商業ギャンブリングの対策においては、産業のもつ正の社会的効力

最大化と害の最小化の最適化が目標となる。

依存問題の背景の一視点として、「情報とのつながりの弱さ」、「人とのつながりの弱さ」という弱い方々に表れているのではないかと思うのです。同じ依存の問題になつた時に、陥りやすいかどうかの差になつてくれると思われます。そうした方というものは、福祉的な支援の必要性が高い人なのです。それは、孤独、孤立、貧困、偏見、心理的不調、身体的の不

調、社会適応の課題、精神医学的な問題など、最も福祉的支援が届きにくい人だと思うのです。

そこで、世界の対策としては、起きたしまった問題に対する事後対策としてのPG対策(ヘルブライン・治療サービス)。そして、産官民協働の予防に焦点化した「Responsive Gambling(レスポンシブル ゲーミング)」という責任あるゲーミングの2本立てで流れを作ろうとしています。

「レスポンシブル ゲーミング責任あるゲーミング」とは、カジノ等のギャンブリング・サービスを運営する事業者などが、社会に対し公平で安全なサービスを提供するための取り組みの一つ。時に商業ギャンブリングは害をもたらす事があり、人によつては制御心を失い過度なギャンブリングをしてしまったり、のめり込み(依存)を引き起こす事もある。

ギャンブリングを楽しもうとする人に対して、これらの弊害を予め理解しておく事が大切。そしてギャンブリングをする人々だけでなく、ギャンブリングを提供する側が率先してそのような弊害を防止するよう努め、プレイヤーに安全な環境を提供をする事、そしてそれを徹底するために行政側がギャンブル規制に盛り込む事などが「レスポンシブル ゲーミング」の取り組みです。

世界宝くじ協会(WLA)というところが、このRGのフレームワークを提唱して、すう勢どもなつていて、地域が一体となつて、各機関や団体、人々がスクランブルを組んでいく事は、望ましいと思います。

(2019年11月4日・一般社団法人神戸ダルクヴィレッジ「依存症セミナーin神戸」より収録)